

## 1) 小山町土地利用事業承認申請提出書類

1. 土地利用事業承認申請書

様式第1号

2. 添付書類及び図面（下記種別による）

1-1…工場等（1-2・1-3・1-4以外）に係る事業のとき

1-2…廃棄物に係る事業のとき

1-3…土砂石の採取に係る事業のとき

1-4…地下水の採取に係る事業のとき

項 目	種 別			
	1-1	1-2	1-3	1-4
1. 土地利用調書（別紙様式1）	○	○	○	○
2. 事業計画書（別紙様式2）	○	○	○	○
3. 揚水設備仕様書（別紙様式3）				○
4. 地下水の使用計画書（別紙様式3）				○
5. 土地の所有者の承諾書	○	○	○	○
6. 土地の登記簿謄本	○	○	○	○
7. 事業説明会経過報告書（別紙様式4）	○	○	○	
8. 隣接土地所有者の同意書		○	○	
9. 所有権以外の権利の承諾書	○	○	○	○
10. 排水等に関する同意書	○	○	○	
11. 会社経歴書、定款、登記簿謄本、営業報告書等その他信頼度と実績を証明できるもの ※	○	○	○	○
12. 被分譲者との協定事項（案）	○			
13. 地元区長との協定書				○
14. 廃棄物委託処理を証する書類		○		
15. 営業に関する許可証	○	○		
16. 既設揚水設備者との協定書（距離が基準以下のとき）				○
17. 現況写真（カラー）	○	○	○	○
18. 雨水流出計算書	○	○	○	
19. 土量計算書	○	○	○	
20. 構造計算書	○	○	○	
21. 安定計算書	○	○	○	
22. 水理計算書	○	○	○	
23. 公害防止協定（案）		○		

(図 面)

項 目	種 別			
	1 - 1	1 - 2	1 - 3	1 - 4
1. 位 置 図	○	○	○	○
2. 公 図 写	○	○	○	○
3. 求 積 図	○	○	○	
4. 現 況 図	○	○	○	○
5. 計画平面図	○	○	○	
6. 造成計画平面図	○	○	○	
7. 排水系統図、構造図	○	○	○	
8. 給水系統図、構造図	○			
9. 道路計画平面図、構造図、縦横断図	○			
10. 緑化計画平面図	○	○	○	
11. 防災施設計画平面図、構造図	○	○	○	
12. 現況及び完成後の縦横断図	○	○	○	
13. 採取方法平面図		○	○	
14. 採取跡地平面図		○	○	
15. 搬出先及び運搬経路図		○	○	
16. 搬入路整備計画図		○	○	
17. さく井計画図（深さ、口径を明示）				○

※印は事前協議申出書で提出済の場合は不要

## 2) 事前協議申出提出書類

### 1. 事前協議申出書

様式第2号

### 2. 添付書類

#### (1) 土地利用調書

別紙様式1

#### (2) 事業計画書

別紙様式2

##### ① 事業計画の概要

別紙様式2 (その1、2、3)

##### ② 計画地の概要

別紙様式2 (その6、7)

##### ③ 生産施設計画の概要

別紙様式2 (その8)

#### (3) 会社経歴書、定款、登記簿謄本、営業報告書、その他信頼度と実績を証明できるもの。

#### (4) 現況写真 (カラー)

### 3. 添付図面

#### (1) 位置図

#### (2) 公図写

#### (3) 計画平面図

#### (4) 現況図

## 3) 申請書類の作成要領

土地利用事業承認申請書もしくは事前協議申出書には、表紙をつけ事業名及び承認申請書又は事前協議申出書のいずれかの件名及び事業名を明記し、添付書類、図面等一括書類として編綴し正本1部、副本12部の計13部を提出する。

### 1. 土地利用事業承認申請書

様式第1号

### 2. 添付書類

#### (1) 土地利用調書

別紙様式1

#### (2) 事業計画書

別紙様式2

##### ① 事業計画の概要

別紙様式2 (その1、2、4、5)

ア. 事業の目的、内容、効果等を箇条書に記入すること。

イ. 既設又は将来計画がある場合は、それらとの関連性を明記すること。

ウ. 施設完成後の管理運営の方法及び収支見込み等を明記すること。

エ. 事業費及び資金調達の方法及び金額を明記すること。

オ. 現地に対する補償等の計画があるときは、その計画を明記すること。

カ. 事前協議の同意を得た計画にあたっては、静岡県及び小山町から附せられた事項についての措置を明記すること。

キ. 事前協議時と承認申請時とに差異が生じたときは、相違点及び変更の理由を明記すること。

② 計画地の概要

別紙様式 2 (その 6、7)

- ア. 施行区域及び周辺の立地条件（現況地目、地形、地質、公共施設及び周辺の民家等の建物及び交通路等）について記入すること。
- イ. 用地取得に関する事項を自己所有地、賃借等契約済み地、買収予定地及び賃借等予定地を個別に権利者数及び面積を明記すること。
- ウ. 計画地への交通路の現況について説明すること。

③ 生産施設計画の概要

別紙様式 2 (その 8、9)

- ア. 生産計画  
工場、事業所の場合は、生産品目ごとの計画生産量、従業員予定数を記入する。
- イ. 施設計画  
施行区域内に建設する施設の概要、工期と年次計画、造成工事の方法、土砂の運搬経路及び防災対策等を記入すること。  
また、面積は [㎡] とし、用途別に記入するとともに住宅地造成、別荘分譲の場合は特に総面積、分譲面積、区画数、区画の最大・最小・平均面積を記入する。

④ 附帯施設計画の概要

別紙様式 2 (その 10、11、12、13)

- ア. 道路計画  
進入路及び幹線と支線を区分し、幅員、延長、勾配、交通量、緑地帯の有無及び面積、維持管理方法と進入路の接続地点を明記する。
- イ. 用水計画  
給水人口を推定し、地区内の 1 日最大必要量を算出する。水源については、地下水、表流水、公共水道等を明確にし、取水地点、取水量、取水方法、給水方法等を記入する。
- ウ. 防災計画  
地形及びその他地域周辺の状況を十分調査のうえ、次の事項に留意しながら防災計画を立てるものとする。
  - \* 事業の施行により、雨水の流出形態が変化し下流の河川及び水路に新たな負担が生じるときは、河川及び水路を新設または改修すること。なお、改修規模については別途河川管理者と協議すること。
  - \* 上記による河川及び水路の改修ができないときは、「調整池の設置に関する基準」による調整池を設置すること。なお、調整池を設置する場合であっても、下流の河川及び水路の流下能力が年超過率雨量の 1 分の 1 に対し不足する場合は、原則としてその不足分を改修すること。
  - \* 火災防備に関する計画も明らかにすること。
- エ. 排水計画  
排水系統を明確にして次の事項に留意しながら排水計画をたてるものとする。
  - \* 雨水、汚水、雑排水を河川に放流するときは、土地利用事業計画を提示し、地元（区長、水利権者、部農会長等）の同意を得ること。
  - \* 雨水排水路は、原則として開渠であること。
  - \* 放流河川及び水路名を明記すること。
- オ. 公害防止計画  
大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭等の公害防止対策が必要と考えられるものについては、その防止施設設置計画を具体的に記入する。なお、工場、研

究施設等にあつては、生産工程及び使用薬品を明示すること。

カ. 廃棄物処理及び清掃計画

汚水処理については、し尿浄化槽、合併処理施設の設置かを明らかにする。特に当該施設の概要（処理方式、処理能力、放流先及び流末河川名、水質等）を明記する。

廃棄物処理については、委託方式、自己処理かを明確にする。

なお、廃棄物処理施設については、次の事項に留意し施設的设计計算書及び図面並びに処理施設の維持管理方法を明示した書類を添付すること。

- \* し尿、雑排水処理施設的设计計算書及び図面については、建設省告示第1,726号（し尿浄化槽構造基準）及びJ I S 3302-1969（浄化槽の人員算定基準）等を利用し、処理方法、処理人員、機能等を明確にすると同時に図面における寸法、容量について詳細に記入のこと。
- \* し尿、雑排水処理施設の維持管理については、その責任を明確にする書類（技術管理者の配置計画又は業者との契約書の写等）を提出のこと。
- \* 廃棄物処理（焼却）施設については、排出量、居住人口等により设计計算書及び図面を作成のこと。
- \* ごみ処理計画を明記すること。

キ. 緑化計画

緑化の基本的な考え方、緑地の意義、保存緑地の取り方及び緑化計画の方法（樹種の選定、植栽地の土壌、植栽木の大きさ、植栽密度等）について説明すること。

⑤ 施設完成後の管理及び運営利用計画

別紙様式2（その14）

- ア. 施設完成後の管理形態を直接管理施設、委託管理施設、公共団体への移管施設の三区分のうえ、管理方法を具体的に明らかにすること。
- イ. 施設完成後の利用見込み、収容人口、従業員の雇用計画について明記すること。

⑥ その他

別紙様式2（その15）

- ア. 土地利用事業において、移転、代替地、その他補償対策が必要な場合は、その方法を明記すること。
- イ. 工事中の災害、水質汚濁の防止計画が必要なときは、その対策を明記すること。また、施行管理体制を明らかにすること。
- ウ. その他事業の生産において、必要なことを明記すること。

⑦ 地下水の採取

別紙様式3（その1、2、3）

- ア. 地下水の採取にかかる揚水設備の口径、断面等の構造について明記し、設置に伴う工事着手・完了予定年月日を記入すること。（その2）
- イ. 地下水採取の用途を記入し、計画採取量を記入すること。（その3）
- ウ. 土地利用事業にかかる基準値未満の揚水設備の設置については、別紙様式3（その1）に、揚水設備設置者及び管理責任者名を記入し、届け出をして、その管理、責任の所在を明確にすること。

⑧ 事業説明会経過報告書

別紙様式4

- ア. 参加者については事業者（会社名、人数等）、地域住民（事業との関係性や人数等）とも詳細に記載すること。
- イ. 説明会開催概要は、別紙添付で可とする。

## 4) その他添付図面等の作成要領

### 1. 位置図

縮尺 1 万分の 1 以上の地図に施行区域を赤色で表示する。

### 2. 公図写

施行区域を原則として一枚の図面に示した公図写に面積、地番、地目、所有者名を明記するとともに当該区域内を赤線で囲み道路、水路、堰塘敷をそれぞれ赤、青、薄黒色で色分けする。

### 3. 求積図 (1/250~1/1,000)

### 4. 現況図 (1/500~1/1,000)

### 5. 現況写真

全景及び近景をカラー写真で撮影する。(地図上に撮影年月日、撮影地撮影方向を図示すること。)

### 6. 計画平面図 (縮尺 1/500~1/1,000)

地形図に施行区域の境界線及び施設の配置計画等を着色し図示する。

- ・ 事前協議については道路の位置、形状、幅員等及び給排水施設計画についても図示する。
- ・ 住宅地の分譲を行う場合は、区画ごとに番号を付し面積を明示する。

### 7. 造成計画平面図 (縮尺 1/500~1/1,000)

- (1) 施行区域の境界線を明示する。
- (2) 切土又は盛土部分についてそれぞれ黄色と赤色に色分けし、土工計画のブロック図を併記する。
- (3) 擁壁の位置、造成後の地盤高を明示する。
- (4) 道路の位置、形状、幅員及び勾配を明示する。

### 8. 排水系統図 (縮尺 1/500~1/1,000)

- (1) 排水区域の境界を赤線で明示する。
- (2) 排水施設の位置 (雨水、汚水) 形状、水の流れ方向を青色で明示する。
- (3) 放流河川、水路の名称を明示する。
- (4) 流末処理場を設ける場合は、その位置と形状を明示する。

### 9. 給水系統図 (縮尺 1/500~1/1,000)

- (1) 施行区域の境界を赤線で明示する。
- (2) 給水施設の位置、形状を黄色で明示する。

### 10. 道路計画平面図 (縮尺 1/500~1/1,000)

地形図に道路現況及び計画 (測点、中心線等) を記入する。

### 11. 緑化計画平面図 (縮尺 1/500~1/1,000)

公園、緑地、広場等の位置、形状、面積を明示したうえ、現況植生の存置か植栽による緑化かを区別し、植栽による緑化部分を「高木~常緑」「高木~落葉」「低木~常緑」「低

木～落葉」「その他」に色分けする。

12. 防災施設計画平面図（縮尺 1/100～1/1,000）及び構造図  
地形図に調整池、砂防ダム等の防災施設の位置及び構造図を図示するとともに、防災施設を設置しようとする場所の現況写真（カラー）を地図上に貼付する。
13. 現況地盤の横断図、完成後の横断図（縮尺 1/100～1/500）  
建築物、工作物設置の計画を図示し、沢の埋立等により連続して盛土する場合は、当該箇所の縦断図も提出する。なお、ゴルフ場の造成を目的とする計画にあつては、全ホールの縦横断図を添付する。
14. 道路構造図及び縦横断図（縮尺 1/1,000 以上）
15. 給水施設構造図（縮尺 1/1,000 以上）
16. 排水施設構造図（縮尺 1/1,000 以上）
17. 採取方法平面図、断面図（縮尺 1/1,000 以上）  
工期及び工区ごとにそれぞれ色分けする。
18. 採取跡地平面図、断面図（縮尺 1/1,000 以上）  
採取跡地利用方法を明確にし、調整池、排水路等防災施設の位置及び内容を明示する。
19. 搬出（入）先及び運搬経路図  
搬出（入）先を明記するとともに、縮尺 1 万分の 1 以上の地図に赤線で示すこと。なお、原則として運搬経路は通学（園）路を避け通学（園）時間帯の搬出（入）はしないものとする。
20. その他
  - (1) テストボーリング資料
  - (2) 被分譲者との協定書  
別荘分譲事業の場合、分譲地購入者との間に締結する協定書（案）を添付する。  
協定内容には管理、建築制限、建ぺい率、再分割譲渡禁止、費用負担、保安距離確保等その他必要な事項を明示する。  
なお、この協定は締結された後、その写を町に提出する。
  - (3) 土地取得の状況を証する書類  
土地登記簿謄本、所有権移転登記未了の場合は売買契約書（写し）を、土地を賃借する場合は、賃貸借契約の写しを添付する。